

会議開催のお知らせ

会議の名称	2026年度（令和8年度）第2回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（書面開催）
開催日時	2026年（令和8年）8月26日（水）【書面集約日】
開催場所	—
議 題	内容 保育料の受益者負担の適正化について
傍聴定員	—
傍聴手続	—
問合せ先	局部課名：保健福祉局ネウボラ推進部みらい世代育成課 電 話：084-928-1296 F A X：084-928-0846 E-mail：miraisedai-ikusei@city.fukuyama.hiroshima.jp
備 考	書面により議案の内容が明確に理解できるため、福山市社会福祉審議会運営要綱第10条第2号に基づき、書面会議とします。 （福山市社会福祉審議会運営要綱第10条） 第10条 専門分科会長は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り、書面により委員及び臨時委員の表決を行い、専門分科会の議決を行うことができるものとする。 （2）書面により議案の内容が明確に理解できること。 また、議事については、福山市情報公開条例第6条第1項第5号に該当する情報を含む資料を基に審議を行うため、非公開の会議とします。 （福山市情報公開条例第6条第1項） 第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該公文書を開示しなければならない。 （5）市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの